

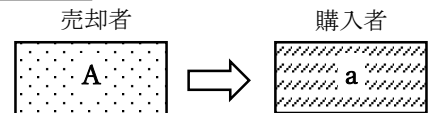
大規模土地取引行為の届出について

小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例第6条に基づき、市内において5,000㎡以上の土地取引を行う場合は、土地利用の用途に関わらず契約予定日の3か月前までに市に届出が必要です。

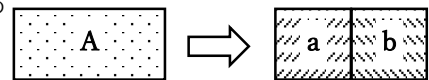
また、5,000㎡未満の土地であっても、隣接した土地等¹において同一の者等²が1年以内³に複数の土地取引を行う予定で、その合計面積が5,000㎡以上となる場合は届出の対象となります。土地取引を予定されている場合は、都市計画課開発指導担当までお問い合わせください。

届出が必要となる主な事例

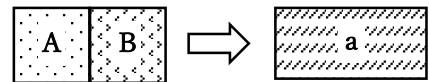
① Aが所有する土地（5,000㎡以上）をaに売却する



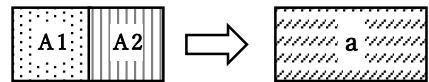
② Aが所有する土地（5,000㎡以上）をa、bにそれぞれ売却する



③ A、Bが所有し、隣接した土地等¹をaに売却する
（合計5,000㎡以上）



④ A1をaに売却後、一年以内にA2もaに売却する
（合計5,000㎡以上）



※上記以外の場合でも、届出が必要になる場合があります。

よくある質問



土地を購入して駐車場にする予定だけど、届出は必要？

利用用途に関わらず、合計5,000㎡以上となる場合は届出が必要です。



隣接地の所有者と、同時期に同じ相手に土地を売却することになった。土地が隣接しているだけで、隣接地の所有者と私に親戚関係等はないのだけど届出は必要？

購入者が同じで、合計5,000㎡以上になる場合には、売却する者の関係性に関わらず届出が必要です。



所有地のうち、半年前に売却した土地の隣接地を、別の会社に売却することになった。届出は必要？

購入者に関わらず、半年前に売却した土地の所有権移転日の翌日から1年以内に、合計5,000㎡以上となる隣接地を売却する場合には届出が必要です。



1. 隣接地等…
隣接地のほかに、一体的利用がなされていた土地または一体的利用が可能な土地（幅員が6m未満の水路、里道、私道などで分断された土地も含む）であって、過去1年間に於いて所有者が同一であった土地
【条例第2条】
2. 同一の者等…
同一の者のほかに、親会社、子会社、関連会社、グループ会社、役員が一人でも重複している会社、生計を一つにする個人の親族関係等
【条例施行規則第7条】
3. 1年以内…
先行する土地取引行為の登記を行った日の前または完了日の翌日から1年以内
【条例施行規則第8条】

● 問合せ

小平市役所 都市計画課 開発指導担当
（電話）
042-346-9829（直通）
（メール）
toshikeikaku@city.kodaira.lg.jp